

平成29年度 奈良県准看護師試験実施要領

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成29年度准看護師試験を次のとおり実施する。

1 試験日時

平成30年2月8日（木）
午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

奈良県自治研修所（奈良市大安寺1丁目23-2）

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成30年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成30年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成30年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成30年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成30年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校・養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が（3）から（5）までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (7) 外国の看護師学校・養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、（6）に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、奈良県知事が適当と認めた者

4 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

5 試験方法

筆記試験

6 受験願書の交付

(1) 交付期間（来庁により交付を受ける場合）

平成29年12月1日（金）から平成29年12月15日（金） 土曜日、日曜日を除く
午前9時から午前12時まで、及び午後1時から午後5時まで

(2) 事前連絡

既卒生及び県外の看護師等学校養成所に在籍する者は、会場等の都合で受け入れることが
出来ない場合があるため、事前に電話で問合せのうえ、請求すること。

(3) 郵送による請求

郵送による交付を希望する場合は、事前連絡のうえ返信用封筒^{※1}及び本人連絡先用紙^{※2}
を平成29年12月15日（金）午前中までに請求先へ必着とすること。

※1 返信用封筒：120円分の切手を貼付した角形2号（縦33.2cm×横24cm）以上の大
きさの封筒に、本人住所・氏名を明記したもの

※2 本人連絡先用紙：本人の連絡先電話番号と看護師等学校・養成所名を記載した用紙
（任意様式）

(4) 交付場所及び請求先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県医療政策部 医師・看護師確保対策室（奈良県庁3階）

（電話）0742-27-8655

7 受験願書の受付期間

平成30年1月9日（火）及び1月10日（水）の午前9時から午前12時まで、及び午後
1時から午後3時まで。

なお、受験願書を郵送する場合は書留郵便とし、期日指定郵便等にて平成30年1月10日
（水）午前中までに奈良県庁へ必着とすること。

8 受験願書の提出先

6 受験願書の交付 請求先と同一

9 提出書類

(1) 受験願書（奈良県所定のもの）

(2) 受験資格を証する書類

ア 3の（1）から（5）のいずれかに該当する者にあつては、修業証明書若しくは修業見
込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成30年
3月7日（水）午前12時までに、修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若
しくは卒業判定証明書を提出すること。

なお、平成30年3月7日（水）以降に修業又は卒業する見込みのものについては、平成
30年3月30日（金）午前12時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

それぞれに掲げる期限までに必要な書類が提出されない場合、当該受験は無効とする。

イ 3の（6）に該当する者にあつては、厚生労働大臣による看護師国家試験受験資格認定
書の写し（原本を提示し、原本照合を受けること）

ウ 3の（7）に該当する者にあつては、奈良県知事の准看護師試験受験資格認定書の写し
（原本を提示し、原本照合を受けること）

(3) 写真

出願前6カ月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した縦6cm×横4cmのもので、その裏

面に撮影年月日及び氏名を記載し、奈良県所定の受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校・養成所又は奈良県医療政策部医師・看護師確保対策室において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

(4) 奈良県外の学校・養成所を修業（修業見込み）又は卒業（卒業見込み）の者は、資格取得後、奈良県内の医療機関等で就労する予定であることを証する書類（奈良県所定のもの）

10 受験手数料

6,900円（奈良県収入証紙を受験願書に貼り付け、消印しないこと。）

なお、受験票の交付後は、受験手数料の返納はしない。

11 受験票の交付

受験願書を受理した者については、受験番号、受験日時及び受験場所を記載した受験票を交付する。受験票は、試験当日必ず持参すること。

（受験票の郵送を希望する者は、430円分の切手を貼付した返信用封筒（角形3号（縦27.7cm×横21.6cm）以上の大きさのもの）に本人の住所・氏名を明記し、出願書類と共に提出すること）

12 合格発表

平成30年3月12日（月）午前10時

奈良県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲出する。

（電話等による問い合わせには応じない。）

13 合格証書の交付

試験合格者には、合格証書を試験当日に通知する所定の場所において平成30年3月12日（月）午前10時より交付する。必ず受験票を持参し、本人が来所すること。

本人が来所できない場合、代理人は必ず本人の委任状及び受験票を持参すること。

なお、平成30年3月12日（月）午前10時までに修業証明書又は卒業証明書が提出されていない者については、修業証明書又は卒業証明書を受領した後に交付する。

14 試験結果の開示

試験結果（総合得点）については、奈良県個人情報保護条例第24条の規定により、合格発表の日から1カ月間（3月12日（月）から4月11日（水）まで）、口頭で開示請求をすることができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が事前に連絡の上、直接開示場所へ来所すること。この際、受験票、運転免許証等写真により本人が確認できるものを持参すること。

連絡先・開示場所：奈良県医療政策部

医師・看護師確保対策室（奈良県庁3階）

（電話）0742-27-8655

15 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する人で受験を希望する人は、平成30年1月10日（水）までに奈良県医療政策部 医師・看護師確保対策室に申し出ること。